

施行者からのお知らせ

建築等は許可が必要です

土地区画整理事業施行地区内で、下記のような建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき東京都知事又は足立区長の許可が必要となります。

建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築をする場合
土地の形質を変更する場合(土地の切土や盛土など)
移転の容易でない物件の設置または堆積をする場合など

佐野六木土地区画整理事業施行地区内で、このような行為を計画されている方は、事前に移転補償係へご相談ください。
[移転補償係 03-3880-5928]

土地の分筆、権利の変動がある場合はご相談ください

区画整理中の土地を分筆する場合
未申告の借地権等がある場合、または新たにその権利を取得した場合
すでに施行者に届け出ている借地権などに権利の変動があった場合
住所、氏名に変更があった場合

区画整理中の土地を分筆すると、換地設計に影響が出ますので、分筆する前にご相談ください。土地の分筆、権利変動については換地係へご相談ください。[換地係 03-3880-5926]

各種証明書の発行について

佐野六木土地区画整理事業施行地区内で、不動産売買や仮換地引渡し後に建物の表示登記をする場合は、施行者である区が発行する以下の証明書が必要となります。

証明書の種類	証明する内容	主な使用例
換地設計証明	換地設計決定の内容	不動産売買
仮換地指定証明	仮換地指定の証明 仮換地使用収益前 (土地の引渡し前)	不動産売買 金融機関等からの融資
仮換地証明	仮換地の証明 仮換地使用収益後 (土地の引渡し後)	建物表題登記や建物保存登記 不動産売買 金融機関等からの融資

各種証明書発行事務は、足立区役所中央館4階の区画整理課で行っております。

発行手数料は1通300円です。

受付は、平日の午前9時から午後4時30分までです。(土曜、日曜、祝日を除く)

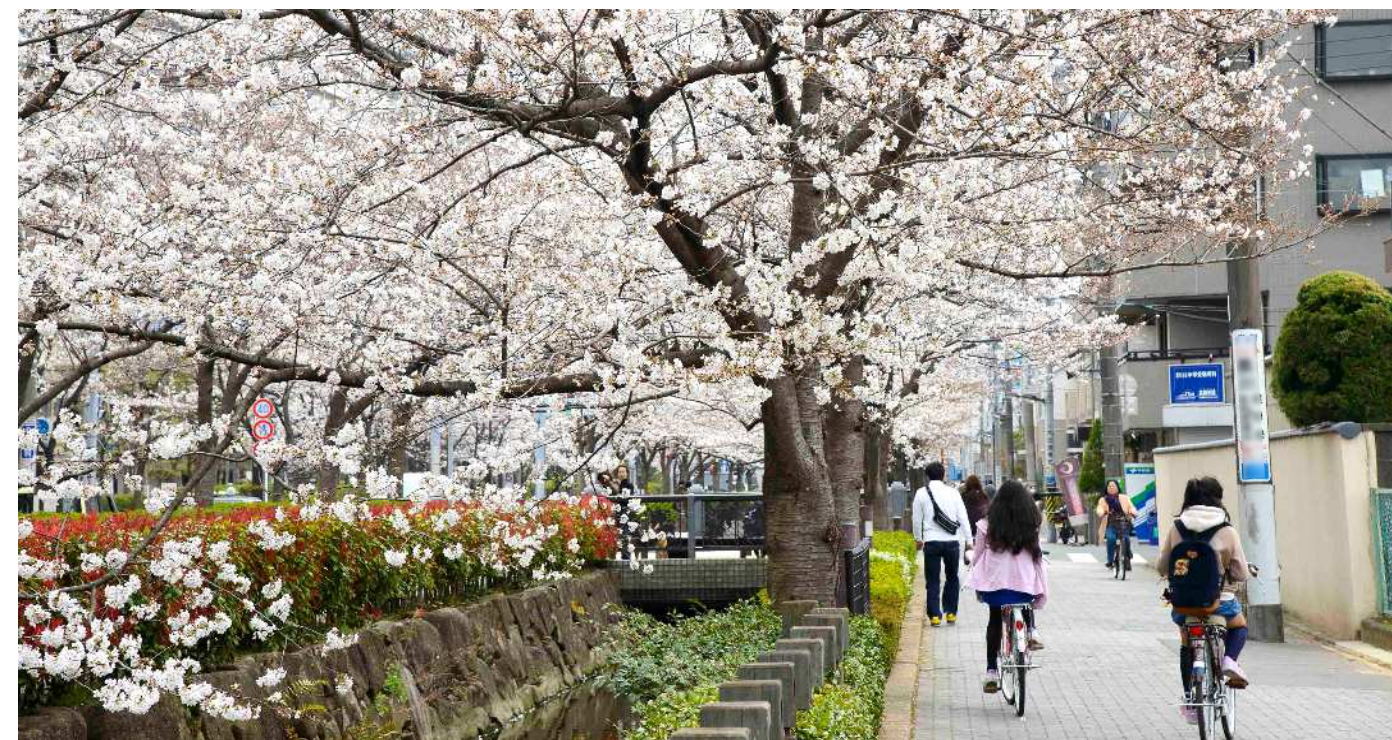
申請できるのは原則権利者の方です。代理人の場合は、権利者の方の委任状が必要になります。

各種証明書は即日交付が原則ですが、作成に時間がかかります。そのため、事前に電話で権利者の方のお名前、土地の地番、証明書の種類などを連絡していただくと、お時間をかけずに証明書を受け取ることができますので、ぜひご協力ください。

[換地係 03-3880-5926]

佐野六木 土地区画整理事業

平成29年3月25日
おしらせ No.90
発行 足立区
編集 都市建設部市街地整備室
区画整理課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
TEL 03-3880-5925
FAX 03-3880-5615
メールアドレス kukaku@city.adachi.tokyo.jp



今後の施工予定について

日頃より、佐野六木土地区画整理事業の推進に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。平成29年度からの今後の施工予定について、内側ページに掲載いたしました。詳細なスケジュールが決定しましたら、順次、該当する皆様には説明会等のお知らせをさせていただきます。

佐野六木土地区画整理事業に関する問い合わせ先

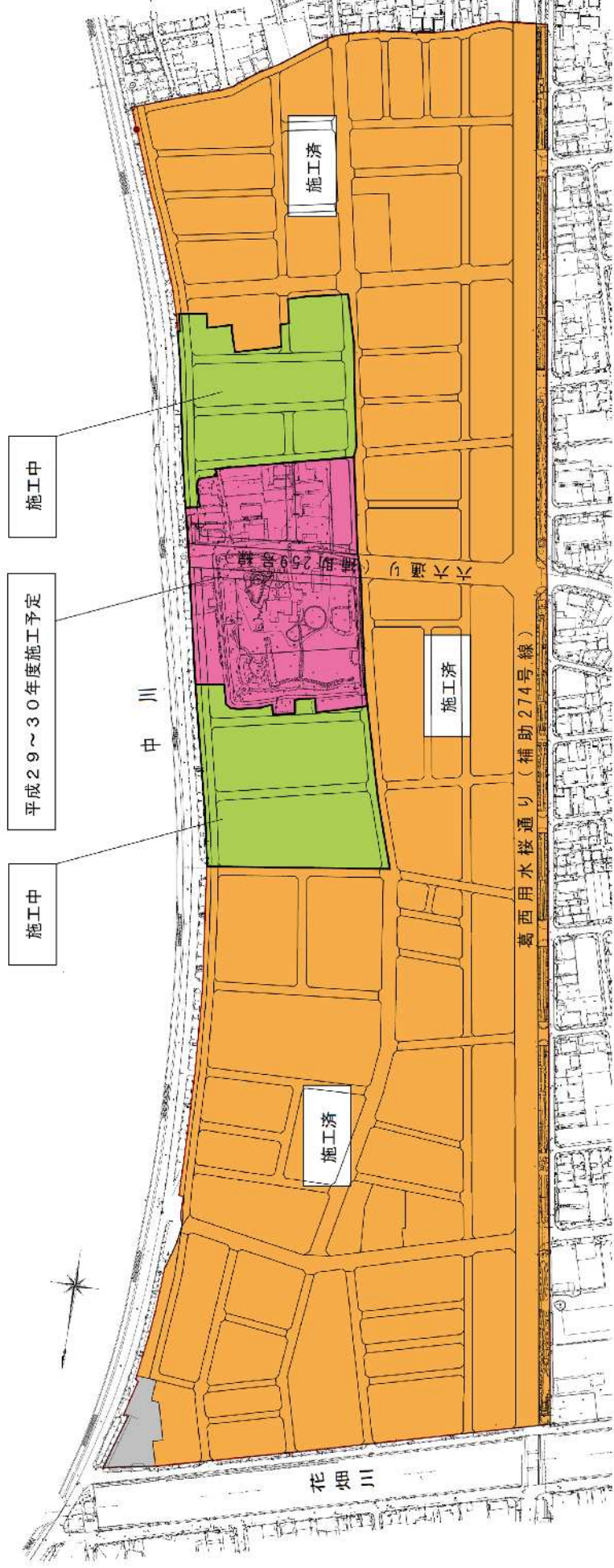
都市建設部市街地整備室区画整理課 (足立区役所中央館4階)

事業計画、審議会、融資あっせんに関すること・・・[推進係 03-3880-5925]
移転実施計画に関すること・・・[移転補償係 03-3880-5928]
換地に関すること・・・[換地係 03-3880-5926]
建物の移転補償に関すること・・・[移転補償係 03-3880-5928]
宅地造成、道路築造に関すること・・・[造成係 03-3880-5923]
清算金に関すること・・・[清算担当 03-3880-6149]

佐野六木土地区画整理地区事務所 足立区六木 2-2-11

各種相談、申請の受付(各種証明書の交付申請を除く)・・・[03-3628-6591]
開所日時は、毎週木曜日の午前10時から午後4時までです。(祝日・年末年始を除く)

平成29～30年度の施工予定



平成29年2月末時点の施工予定です。

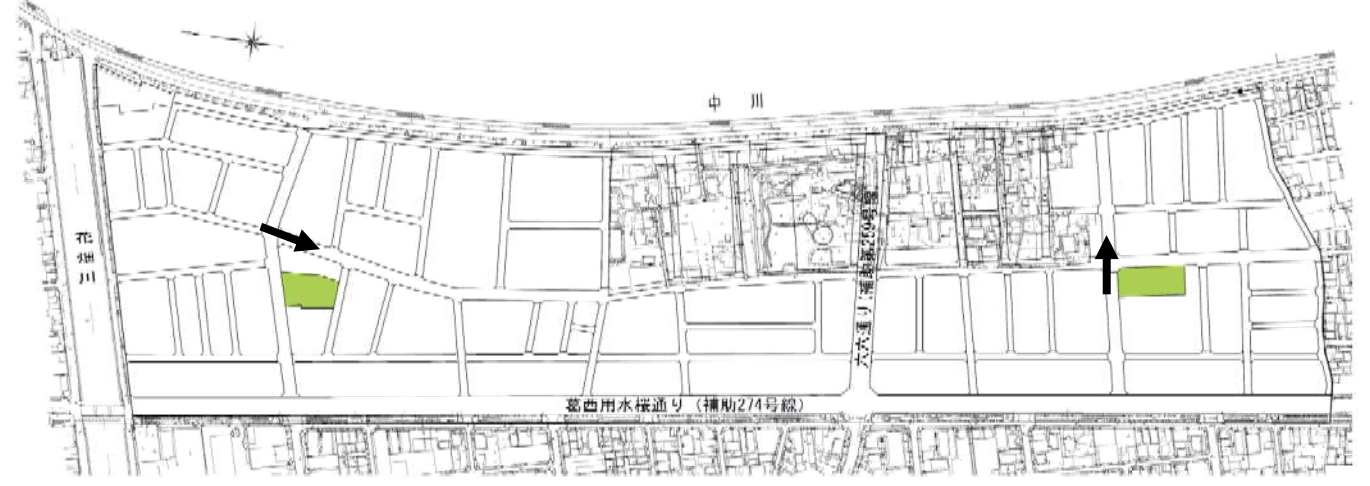
施工予定は、予算、その他の理由により変更が生じることがありますので、ご了承ください。

詳細なスケジュールが決定したら、順次、該当する皆様には説明会等のお知らせをさせていただきます。

なお、平成29～30年度までの施工予定区域内にお住まいの方々につきましては、建築等が特に制限されます。

[移転補償係 03-3880-5928]

工事施工レポート



六木二丁目5番付近で幅員10.0m(上図)、佐野一丁目17番付近で幅員10.0m(上図)の道路を整備しました。

